

食育基本法の体系(令和8年5月改正)

【目的】 第1条

- 第1条 目的
- ①健康で文化的な国民の生活
 - ②豊かで活力ある社会の実現

【基本理念】 第2条～第8条

- 第2条 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ①食に関する適切な判断力
 - ②生涯にわたる健全な食生活
 - ③国民の心身の健康・豊かな人間形成

7つの基本理念

- 第3条 食に関する感謝の念と理解
- ①自然の恩恵
 - ②食に関わる人々への感謝の念と理解

- 第4条 食育推進運動の展開
- ①多様な主体の参加と協力
 - ②各関連分野(文化、観光、環境、スポーツ等)の施策と連携
 - ③全国における展開

- 第5条 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ①保護者の認識
 - ②教育、保育関係者の認識

- 第6条 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ①食に関する体験活動
 - ②自らの食育活動
 - ③食に関する理解
 - ④行動に結びつける能力

- 第7条 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献
- ①食料需給、食料の合理的な価格形成への国民理解
 - ②生産者・消費者交流
 - ③農山漁村の活性化
 - ④食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保

- 第8条 食品の安全性の確保等における食育の役割
- ①食品の安全性等情報提供・意見交換
 - ②食に関する知識と理解の増進
 - ③適切な食生活の実践
 - ④国際的な連携

【関係者の責務】 第9条～第13条の2

第9条 国の責務

第10条 地方公共団体の責務

第11条

- ①教育関係者等の責務
- ②農林漁業者等の責務

第12条 食品関連事業者等の責務

第13条 国民の責務

第13条の2 関係者相互の連携・協働

【法制上の措置 及び年次報告】 第14条・第15条

第14条 法制上の措置等

- ①法制上の措置
- ②財政上の措置

第15条 年次報告
食育施策報告書

第17条 都道府県食育推進計画

第18条 市町村食育推進計画

第18条の2 都道府県及び市町村に対する情報の提供等

【食育推進基本計画等】 第16条～第18条の2

第16条 食育推進基本計画

【基本的施策】 第19条～第25条の2

基本的施策(国及び地方公共団体)

第32条 都道府県食育推進会議

第33条 市町村食育推進会議

【食育推進会議等】 第26条～第33条

第26条～第31条 食育推進会議

第19条 家庭における食育の推進

第20条 学校、保育所等における食育の推進

第20条の2 成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進

第21条 地域における食生活の改善のための取組の推進

第21条の2 健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進

第22条 食育推進運動の展開

第23条 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第24条 食文化の継承のための活動への支援等

第25条 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第25条の2 食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等

10の基本的施策